

## 第 1 4 回阿賀町入札監視委員会会議録

1. 日 時 平成 2 2 年 8 月 3 0 日(月) 1 3 時 1 5 分～1 5 時 3 0 分
2. 会 場 阿賀町役場 3 階第 3 会議室
3. 出席者 委員 沢田委員長、伊津委員、五十嵐委員、関塚委員、鷺尾委員  
町側 長谷川副町長、渡部総務課長、眞田行政管財係長
4. 議案
  - 抽出事案の説明・審議について
  - 抽出事案
    - ・制限付一般競争競争入札
      - ①三郷小学校屋内体育館耐震補強及び大規模改修工事（建築）【総合評価方式】
      - ②西川小学校大規模改修工事（建築）【総合評価方式】
      - ③西川小学校大規模改修工事（電気設備）
      - ④中央南部簡易水道配水管第 2 5 工区布設工事
    - ・指名競争入札
      - ⑤室谷浄水場水位計設置工事
      - ⑥みかぐら荘改修工事
      - ⑦汚水枝線管渠（阿賀黎明高校前）築造工事
    - ・随意契約
      - ⑧ふれあいの森加圧ポンプ設置工事
    - ・その他資料
      - ・再入札実施案件の入札額の比較 1 件
      - ・落札率 9 5 % 以上全事案の入札額と差額の比較 1 4 件
  - その他
5. 会議録 別紙のとおり

説明・答弁	質問・意見
<p><b>渡部総務課長</b></p> <p>第14回の入札監視委員会の開会。</p> <p>次第に従い、長谷川副町長・沢田委員長からあいさつをお願いした。</p> <p><b>長谷川副町長</b></p> <p>委員各位に親しく時節のあいさつを述べた後、昨年の8月から平成23年3月まで、入札制度の時限的運用を行っていることを紹介。運用内容は下位等級者の入札機会の拡大と最低制限価格率の引き上げをしているところ。このような中でも平均落札率は昨年度の同四半期と比較して若干下がっており競争性も確保されているものと思っている。今後も透明性・競争性を確保した入札制度にすべく、他市町村の様子も参考にしながら来年度に向けて入札制度の精査をして行きたいので引き続き委員各位からのご教示をお願いしたい旨を述べ挨拶とした。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>7月に公取委事務局の方を招いて学生に講義をしていただく機会があった。独禁法はどのような法律かという内容で、独禁法は日本経済社会のインフラであり、市場経済・自由経済を守る法律。公取委はサッカーに例えればゴールキーパーであり最後の砦であるという内容であった。</p> <p>この入札監視委員会は阿賀町の工事関係を中心に審査をしている。いわばインフラに関する審査をしているということとなるので、今後も町の入札制度をより良く整備できるようにしていきたい旨を述べ挨拶とした。</p> <p><b>渡部総務課長</b></p>	

説明・答弁	質問・意見
<p>以後の進行を委員長にお願いした。</p> <p><b>沢田委員長</b> 次第に従い、抽出事案の説明・審議に移り、事務局に様式1から様式6までの説明を求めた。</p> <p><b>真田係長</b> 「様式1から様式6」までと、「落札率95%以上事案の入札額との比較一覧」、「再入札実施案件の入札額の比較一覧」、を説明した。</p> <p><b>沢田委員長</b> ご質問ご意見ありませんか。 特になかったので、続いて、今回の抽出案件の抽出理由を当番の関塚委員に説明を求めた。</p> <p><b>沢田委員長</b> 続いて事務局に様式7の「制限付き一般競争入札」の抽出事案の説明を求めた。</p> <p><b>真田係長</b> 様式7の「制限付き一般競争入札」4件を説明した。</p> <p><b>沢田委員長</b> ご質問ご意見ありませんか。</p> <p><b>真田係長</b> 町課長の審査については、公平性と先入観念の観点から、業者名を伏せて5段階に</p>	<p><b>関塚委員</b> 制限付一般競争入札は、総合評価方式によるものと落札率の高いもの。指名競争入札は落札率の高いものと地元業者が受注したものの。随意契約は該当1件だったのでそれを抽出した。</p> <p><b>鷲尾委員</b> 総合評価方式では「簡易な施行計画」の点数が評価点の大きなウェイトを占めている。アドバイザーの意見照会もあるが、審査する町課長の採点とアドバイザーの意見が違う場合はどのような採点とするのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>よる点数評価とし、建設課長・農林商工課長・企業課長の3課長から審査にあたってもらい、その3者の平均点が「簡易な施行計画」の評価点となる。アドバイザーの意見照会についても同じく業者名を伏せて行う。照会内容は課題設定及び配点項目・割合並びに審査結果について意見照会をすることとなっており、審査も含め総合的に指導していただくこととなっている。</p> <p><b>真田係長</b></p> <p>現在の阿賀町の総合評価方式の加算点配点では、まだ入札金額の占める割合が大きい。鷲尾委員の意見にもあったが、評価点1点の金額差が小さいということは、最低制限価格を設定しない場合、ダンピングに繋がりにくいということでもある。なお、今後については入札価格に占める割合や加算点配点も含めて更に検証しながら制度改正を進めたい。</p>	<p><b>鷲尾委員</b></p> <p>以前の委員会でも発言したが、総合評価方式を用いた場合、最低制限価格の設定については必要ないのではないのかとの意見を述べたが、今回の事案をシミュレーションした場合に、評価点1点における金額差を比較しても最低制限価格を設定しなくても入札執行できるのではないかと思うが、どのように考えるか。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>総合評価方式には、評価方法として加算方式もある。阿賀町は除算方式を用いているが、金額の占める割合が小さい加算方式の導入も検討してはどうか。また、現在の評価項目の加算点を大きく引き上げ、金額の占める割合を小さくする方法もある。</p> <p><b>鷲尾委員</b></p> <p>現在の加算点配点もかなり地元業者に有</p>

説明・答弁	質問・意見
<p><b>真田係長</b></p> <p>先日の新聞紙上で、ある自治体では総合評価方式でも技術提案を要しない「特別簡易型」の総合評価方式を多くの入札で行った結果、逆に落札者に偏りが出てしまい、その運用を取りやめたとの記事があった。阿賀町においても確かに除雪などの地域貢献、道路等施設維持管理、住民雇用など阿賀町内業者間においても偏る要素もある。やはり加算点配点のバランスが重要であるので制度改正については慎重に検証しながら進めたいと考えている。</p> <p><b>真田係長</b></p> <p>先ほどの新聞報道の紹介は、地元業者間の中での偏りが生じているとの内容だった。阿賀町の総合評価方式については、体力のない地元業者が、入札金額面で県内大手営業所と対等の入札条件とするための、いわばハンディとして導入をしているものなので鷺尾委員の今のご意見に沿ったものと考えている。</p> <p><b>渡部総務課長</b></p>	<p>利な配点内容となっているが、地元業者がまだ十分にその利点を理解していない部分もあるのではないのか。</p> <p><b>沢田委員長</b></p> <p>国では、入札の多くの割合で総合評価方式が用いられているので、参考となる事例も多くあると思う。</p> <p><b>鷺尾委員</b></p> <p>まだ、ダンピングをした方が有利となる制度なのであれば制度研究する余地があるということ。また、もともと総合評価方式は政策的意図が強い制度なので、地元の業者が極端に有利になっても雇用の安定に繋がるのであればそれはそれで良いのではないかと思う。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>総合評価方式については、まだ運用件数も少ないことから、今後は検証のためにも増やしていく必要性を感じている。</p> <p><b>真田係長</b></p> <p>総合評価というように、ある程度総合的な評価のための加算点配点としていてとところで、過度に特定の評価項目に偏重することのないような制度とすることも重要と考えている。</p> <p><b>渡部総務課長</b></p> <p>議会でも総合評価方式についてはいろいろとご意見をいただいているところ。内容についてはもっと地域貢献度の割合を大きくすべきとのご意見をいただいている。また、加算点配点要素の優良工事表彰についても、現在は新潟県のものを利用していただいているが、町独自のものに切り替えるべく準備を進めているところ。</p> <p><b>真田係長</b></p> <p>参加業者から提出される「簡易な施行計画」には、色づけしたものや写真・図等を用いたもの、また文書だけのものと様々あるが、どうしても提案慣れしている業者の方が、見栄えがする施行計画を提出してくる。しかし評価のポイントは、いかに課題を理解して、現場を把握して、その現場に適した提案しているかを評価することが大切とのこと。この度の意見照会では、アドバイザーから、どの現場でも当てはまるような一般的な提案は、たとえ写真や図を</p>	<p><b>沢田委員長</b></p> <p>各項目の加算点配点についてはどのように考えているのか。</p> <p><b>伊津委員</b></p> <p>先ほどの話で「簡易な施行計画」の内容を審査判定する3課長の審査に対し、アドバイザーからはどのような意見をいただいたのか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>用いた見栄えのするものであったとしても、けっして良い提案だとは一概には言えないので、惑わされることなく審査するよう旨のアドバイスをいただいた。</p> <p><b>真田係長</b> アドバイザーの意見照会については、県建設技術センターに一部委託して実施している。建設技術センターでは、評価者の研修制度もあるとのこと。</p> <p><b>渡部総務課長</b> ご意見のとおり評価する研修の場も必要なので積極的な参加を検討したい。</p> <p><b>真田係長</b> なるべく中項目以上の積算内訳の提出をお願いしているところだが、今後の入札公告について義務づけるようにしたい。</p> <p><b>真田係長</b> 水道施設工事では、最低制限価格付近での落札が多い。従来は水道設備業者による指名競争入札で行っていたものを、入札制度改革で制限付き一般競争入札へ移行したことにより、水道施設登録のある町内の土建業者も参加できるようにしたため、より競争原理が働いているものと思われる。</p> <p><b>沢田委員長</b></p>	<p><b>伊津委員</b> そのようなことを判断できる研修等も必要と思うが。</p> <p><b>沢田委員長</b> 提出される積算内訳書の中には、大項目のみを計上している業者も見受けられる。総合評価方式の入札条件では、積算内訳書は中項目以上と指定してあるので、通常の入札公告においても中項目以上と指定すべきでないか。</p> <p><b>鷲尾委員</b> ④の入札結果をみると、入札額が千円単位であり、今までの事例とは違って非常に競争原理が働いていることが見受けられる。町としてはどのように感じているか。</p>

説明・答弁	質問・意見
<p>他に質問、意見がないことを確認し、次の指名競争入札の案件の説明を事務局に求めた。</p> <p><b>真田係長</b> 様式 7 の「指名競争入札」3 件について説明した。</p> <p><b>沢田委員長</b> ご質問ご意見ありませんか。</p> <p><b>真田係長</b> 指名業者については、町の建築一式登録のある業者全社を指名した。予定価格を満たしているのは 11 社中 4 社。ご指摘のとおり入札結果からすると他地域の町内業者は落札意欲がないように見受けられるが、建物修繕工事で利益率が少ないこともあって、地元である上川地域の業者が有利な条件だったものと思われる。</p> <p><b>真田係長</b> 再入札額については、1 回目の入札金額を公表しないので、下げ幅が似かよることについては仕方がないものと思う。最低制限価格についても、工事価格が小さくなれば比例して金額差が少なくなり、再入札であまりにも大きく入札額を落としたりすると失格してしまうことも想定できることから、このような結果になったものと推定される。</p> <p><b>渡部総務課長</b> 金額の小さい工事については、今後最低制限価格を設定しない方向で検討したい。</p>	<p><b>五十嵐委員</b> ⑥の案件だが、上川地域に本社営業所を置く業者の入札額が著しく低い。想定される原因は何か。</p> <p><b>鷲尾委員</b> ⑦の案件については、再入札事案で落札業者以外は、ほとんど一律の下げ幅となっている。どのように感じているか。</p>



説明・答弁	質問・意見
<p><b>沢田委員長</b> 他に質問、意見がないことを確認し、次の随意契約案件の説明を事務局に求めた。</p> <p><b>眞田係長</b> 様式 7 の「随意契約」 1 件について説明した。</p> <p><b>沢田委員長</b> ご質問ご意見ありませんか。</p> <p><b>眞田係長</b> 同施設は、冬期間閉鎖されており、春先の点検で発見したもの。観光施設であり、GWに間に合わせるためにも、自治令第 167 条の 2 第 5 号の執行とした。</p> <p><b>沢田委員長</b> 他に質問意見のないことを確認して、その他について事務局から説明を求めた。</p> <p><b>眞田係長</b> 先月、委員長から匿名の投書があったと連絡をいただいた。投書の内容についてはお手元のコピーのとおり、一部入札において設計価格等の情報漏洩があったのではないかとのこと。町側としては、けっしてそのような事実はないと思っているし、たまたま最低制限価格と同額の落札だったと考えている。</p> <p><b>沢田委員長</b> その他全般にわたり質問・意見のないことを確認して会議を終了した。</p>	<p><b>伊津委員</b> 工期が確保できないとの理由で随意契約としたわけだが、不具合の発見については直前までわからなかったということか。</p> <p><b>委員会意見</b> 匿名の投書であり、内容については何ら証拠を提示しているものでもない。ただし、阿賀町においては、過去に同様の事件が発生していることから、より疑念を持たれることのないよう注意をしていただきたい旨の意見とした。</p>